

漁獲物分配慣行「カンダラ」の変化 —コミュニティベース＝「里海」漁業の変化のなかで—

橋村 修

1、はじめに

近年、里山の議論が盛んになるにつれて、その問題を沿岸地域や臨海村で考える「里海」の議論も出てきている。まず、各論者が里海をどうとらえているか簡単にみていこう。『里海論』の著者、柳哲雄は、「里海」とは、人手が加わることによって生産性と生物多様性が高くなった海を意味する造語」とし、里海から公害等による極度の汚染状態をある程度克服したわが国が次に目指すべき「人と海との理想的関係」を提言できるとしている¹⁾。また、『里海に暮らす』の著者、瀬戸山玄は、里海を「海辺の生態系と人間の営みとが分かちがたく結ばれ、バランス良く醸す関係を仮に「里海」という造語でくると」とし、海に寄り添う漁撈をおこなう生態系に準じた地産地消の循環型の集団がその担い手であるとしている²⁾。秋道智彌は村をベースにした入会慣行のしきたりの下での漁業活動が営まれている社会を広く里海ととらえている³⁾。そのほかにも里海の定義は研究者の間でなされつつあり、さらに最近では、「里湖」「里川」の研究も出され、これらについては整理の余地を残している⁴⁾。瀬戸山や秋道の議論は、「地産地消」の言葉にあるように、ムラの前海、地先で捕れた魚をそこに住む人々が普通に食べながら生きるというふうに変換できるように思われる。

江戸時代以来の村などのコミュニティによっておこなわれた地先海域における共同漁業（村網など）（＝里海漁業）で得られた漁獲物は、運上銀として領主に納める分や商人へ売る分を除いて、村人に分配されていた。今も残る「おすそわけ」がそれを物語っている。その分配慣行のひとつが本稿で取り上げるカンダラであった。そのカンダラは、大正期から昭和期にその意味が変化していく。これは、いわゆる「里海」漁業の崩壊と関わっていた。この報告の狙いは、漁獲物分配慣行から、里山里海を議論することにある。

2006年に福岡と長崎の新聞紙上で、県立の水産高校のマグロ漁実習船においてマグロの付随漁獲物であるフカヒレ（サメ）の販売利益を船員教員間の親睦費に充てていた件で関係者が処分を受けたことが話題になっていた。このフカヒレの売却代金を乗組員で分配する慣行が、不明朗会計であると初めて見なされ、処罰の対象になっていた。この記事では、ターゲットでない付随漁獲物を船員間で分配する慣行が当該地域で古くから行われていたことも紹介されていた。これが、九州西部の漁獲物分配慣行、または「盗み魚」「モライウオ」慣行として著名な「カンダラ」であった。「カンダラ」とは、「漁場で働く者が漁獲物をくすねること。九州地方の漁場という。分け前の一部として大目に、または公然と認められた。」（『広辞苑』）とされている。また、鹿児島島の漁業民俗研究者の北山易美は「船子たちが網元の眼をかすめて魚を盗むこと」⁵⁾、川崎晃稔は「漁場に働くものが漁獲物をくすねることで、大目に見られる盗みだともいう。この習俗は全国的でそれぞれ名称は異なるが、九州ではカンダラと呼んでいる。」⁶⁾と記している。

カンダラを世に紹介し、全国的な語彙を整理、分類した倉田一郎は、カンダラが、盗み魚、もらい魚慣行で、カミからの授かり物である点を論じた。倉田によると、ヌスミウオとして得たカンダラ魚を仲買人が盗み魚ということで格別の安値で買い取ったが、魚は大海の無主物ということからか、漁師はカンダラをやっても盗人呼ばわりにはされず、もしばれた場合はその量を時価に換算して漁期末に配当金から差し引いていたという。さらに、彼は、その語源から、カンダラが村や漁業集団などのなかでの漁獲物の平等分配であったことを示唆している⁷⁾。

倉田の研究の後、1990年代に長門玉之浦の事例分析から、カンダラにモライウオに盗み魚以外の側面として、若者へのインセンティブメカニズムの意味を見出した中野泰は、倉田のカンダラ論とは違う面を解明した⁸⁾。なお、カンダラについては、鹿児島のカツオ漁業のカンダラを『鹿児島県水産史』で紹介した原多計志や⁹⁾、近年、天草牛深の近現代漁業史を精力的に解明している山下義満の研究がある¹⁰⁾。特に山下は、大正期の牛深の巾着網漁船でおきた過大なカンダラによって、巾着船の経営が行き詰まり、カンダラ裁判が起きたことを明らかにした。

以上の研究の課題としては、倉田がモライウオとヌスミウオの違いをふまえてカンダラを十分に述べていない点、カンダラ慣行が明治以降の漁業の変化の中でどう変質したか等が挙げられる。なお、カンダラの慣行は、戦後も綿々と受け継がれ、現在でも先の

新聞記事にあるように存在している。また、今でもカンダラの話の聞くと、一種のちょろまかし、ごまかしの行為としてみている人たちの多いことに気付く。本稿では、こうした変化の流れを、九州西岸の長崎、熊本、鹿児島での調査をベースにしながら、既存のカンダラ研究と明治大正昭和期の史料を組み合わせ、カンダラ慣行の明治期から昭和以降の変遷をとらえていく。

2、カンダラの語義

まず、カンダラの語義からみていこう。カンダラが漁業の動力化や沖合化以前に、そもそもどういう意味を持っていたのか、倉田一郎の説を紹介しながら検討する。倉田によると、カンダラは九州一円で、カンダラ、カンタロと呼ばれ「魚盗み」の意味があった。そして、カンがカミの訛音、ダラはダロ、タロという占有の意味のある古語で壱岐の方言で独占することではないかとする。壱岐では、「うまかものをヒトリダロする」（ひとりじめ）という用法があったという。そして、カンダラは「神の占め給ふもの語義にあらすや」、つまり神からの授かり物だとする。さらに、神への初魚として漁夫たちが所得した魚に起源があることを推測している。カンダラ行為については、「漁場の混雑中に入り交じって、巧みに其漁獲物を盗み取る意義」で、「現行をさへ押へ付けられなくば差し支えないもの」（肥前平戸捕鯨）としている。倉田は村の中でのカミの恵みの平等分配という視点を提示している。

また、川崎によると、鹿児島県内之浦ではエビス神に供える魚を神棚魚というが、カンダラはこれがなままとの説を紹介している⁶⁾。内之浦の鰯定置漁場では、初魚と豊魚の場合、腹合わせになっている2尾のブリをエビス神の祀ってある神棚に供えている。その魚を神棚魚（かんだないお）といい、後で網子たちが食べるか或いは、石エビスを揚げた人の貰い魚にするという。これは、神棚魚がカンダラに訛ったという説である。

以上のカンダラの語義は、カミからの授かり物で縁起がいいというニュアンスである。また、漁業形態も地先漁場での漁業や定置網である。これらは、「モライウオ」的なカンダラといえるのではないだろうか。

一方、鹿児島県南さつま市笠沙町片浦では、勘太郎が兄の船の釣子になり自分で釣った魚をすべて私物化していたのを他の連中が真似て「勘太郎をやった」ので、盗み魚をカンダラと言うようになったという話がある⁶⁾。同じ片浦では兄が出漁先の宇治島でカツ

ヲをくすねるから勘太郎のカンダラとなったとの話がある⁶⁾。また、長崎県平戸の捕鯨の間太郎も同様の意味である。関連して、強盗（ガンドウ）とカンダラの発音が似ているとの説もある。これらのカンダラからは、カミからの授かり物という意味が消え、個人の欲望のままに魚をくすねるというニュアンスが感じられる。また、ここでは沖合のカツオー一本釣り漁業などでカンダラがおきているように、漁業の近代化が進むプロセスのなかで出てきた問題となっていて、村や知人ペースで行われる漁業のなかで出てきた前者の議論とは異なる面もある。

3、九州西岸のカンダラの諸相と変遷

(1) カンダラとは—近世近代の捕鯨史料から

捕鯨でのカンダラの特徴を記した二点の史料を紹介したい。まず、明治期の長崎県対馬の捕鯨を記した明治34年の『ほこのうらみ反故廻裏見』である。

史料1

（亀谷）卵右衛門八実二気塊家ニテ、又人使ヒノ上手ニテ、漁夫ヲ奨励スル方法ハ、紋付キノ羽織ヲ百枚毛着テ漁場ニ臨ミ、能ク勇ミ働ク漁夫ハ一枚ツ、脱ギテ与ヘル。早速の当座褒美。サテ鯨ガ捕レテカンダラスル時ハ、船に屏風ヲ立テ、其中ニ臥シテ、盗み取る儘一任シテ知らヌ振りシテ寝ル。モー可ナルベシト思フ時、ソラ働ケト立ち上ル。夫レテ漁夫ハ命を擲ッテ働キ、又ヨク捕獲シタ。喜右衛門ハ羽織ヲ与ヘズ。カンダラヲサセズニ取締リシガ、終ニ衰微シテ廃業シタ。

この史料をみるとカンダラ、つまり、釣子や網子に魚を盗ませることを、船主が見逃している。この行為を見逃すことが、釣子や網子の労働意欲を高め、鯨組の繁栄につながるという。これは、中野泰が解明した玉江浦の若者へのカンダラ容認、つまり労働喚起の問題と共通している。また、モライウオ的な側面が強い。

次の史料は、乗組員の船上でのカンダラでなく、水揚げの際に、一般の村人がカンダラする様子を記した『小川島鯨鯨合戦』である¹¹⁾。

史料2

このとき嶋の大人を始め、子供も迄、捌立の包丁を以て、彼皮肉を切盗をかんだらと名付てむかしよりのならはし也。中にも十二、三の児供等数十人群り来て、荷ひ行皮肉を手はやく切取て逃走るを、目代の諸士、破竹をもつてたゞき追ふといへ共、其早きこと稲妻のこたく、かくすること数十度也。

この小川島は、佐賀県呼子港の北約5kmの位置に浮かぶ、周囲およそ4kmの小島である。16世紀の終わりに捕鯨が始まり、18世紀の半ばに紀州捕鯨が伝えられ、この小川島が捕鯨基地として栄えた。鯨油などによる利益を支配していたのは島外の者達であったという。島には、鯨の解体時に人々が刃物を持ち、肉を盗み取る「カンダラ」という風習があったという。この風習は明治に入って禁止され、やがて昭和21年に捕鯨は行われなくなった。ここでは鯨の水揚げの時に、村人が総出で鯨肉をカンダラする様子があるがわれる。これも村内の慣習でモライウオといえるのではないだろうか。

この二つの史料をみると、カンダラには、①船上での漁民（乗組員）によるもの、②水揚げの場所での一般の村人（老若男女）によるものにほぼ二分できることがわかる。それでは、この区分をベースに各事例をみていきたい。

(2) 漁船上でのカンダラ

次に九州南部の東シナ海や太平洋側における沖合漁船や定置網、まき網でおこなわれていたカンダラについて検討する。

史料3

舟主及び漁夫の間に於ける収益の配当方法は各地差異あり、薩摩及び天草地方にては給料を以て漁夫を雇ひ金額は其手術の巧拙により各多少ありと雖も概ね一ヶ月五十銭より壹円を限りとす、此賃金を支給するものは沖合或は遠航の漁事に於いては往往盗魚の弊を生ず、野母崎の如きは捕獲高の内之を分配するの法なるを以て盗魚の弊なしと云ふ、(『大日本水産会報告』56号 明治19年11月25日)

この史料によると、給料で漁夫を雇った天草と薩摩地方の沖合、遠航の漁業では、船

中で「盗魚」の弊害があった。薩摩坊泊や枕崎の給料は「手付」と呼ばれる前貸金であった¹²⁾。それに対し、漁師に捕獲後に分配していた野母崎では「盗魚」の被害はなかったという。

それでは、「盗魚」の発生している薩摩と天草地域の各事例を検討することにしよう。

①カツオ漁業

まず、カツオ釣りの盗魚である。カツオ漁業の盛んであった鹿児島県坊津や枕崎、漁場に近く鰹節納屋のおかれた屋久島でもカンダラが行われていた。カンダラの内容は、川崎によると、屋久島の粟生ではカツオを浜におろす時、オモテ組の青年達が釣糸で数尾括って海中に投げこんでおき、暗くなってから引き上げて売捌き金を分配したという。また、屋久島一湊では自家用は持ち帰ってもよいという習慣があり、その当時の弁当入れのテゴはひとまわり大きかったという⁶⁾。ここでは、カンダラしたカツオを、その魚体が大きいためなのか、海に入れて隠しておいた点が特徴的である。

そのカツオ漁業のカンダラについては、明治20年の漁業会の会則に禁止の項目が設定されていて、「カンダラ」の名称がみられる。

史料4

組合ハ鰹漁業ノ近海ヲ遠（ざか）ルヲ以テ、漁船航海ノ術ヲ講究シ又、釣子密売買等ノ弊害ヲ矯正シ、鰹節ノ粗製ヲ戒メ、其ノ販路ノ拡張ヲ謀リ、倍利益ノ増進スルヲ以テ目的トス、・・・第六條、組合員ニシテ組合漁船ノ生鰹及ビ製節ノ密売ヲ為スベカラズ（俗ニ之ヲカンダラト云フ）又、他村ノ漁船来リテ密買ヲ為シタル時ハ直チニ該村事務所ヘ通知スルモノトス 但シ、組合外ノ人ニシテ、自村ハ勿論、他村ノ漁船ヨリ鰹ノ密買ヲ為シタル者ヘハ、組合員ノ鰹売買ハ拒絶スルモノトス（明治20年『川辺郡沿海各村鰹漁業連組合規約』）

また、大正2年東南方村（現鹿児島県枕崎市）の小組合規約には、「カンダラ取締法」があった。①乗組員製造人には臨時肴魚を与ふ。但船にて分配せず船主宅にて分与す②従来肴用として分配し居たる魚は厳禁す。但鰹鮪の外は此の限りにあらず。③製造人及乗組員は不正品を売買することを得ず④船主にては同業者外の生魚を製造し又は節類を乾燥することを得ず⑤不正行為の風説を聞きたる時は組合に密告すること⑥不正品を購

入したる商人には一切取引をなさざること⑦密告を受けたる時は組合は委員をして調査せしむ⑧船主は不正品を売買するを得ず⑨従来船及浜にて恵与せし生魚及節類は断然之を廃し一応船主宅に水揚の上与ふること⑩口永良部島に於て他の製造人亦是島民へ生魚節類を与ふることを得ず⑪各乗組員は餌魚鉢を持ち行くことを得ず（以下略）

原は、沖合や根拠地でカンダラがおこなわれるようになったのは、漁船の増加や沖合化による漁業の急な変化のなかで、古い生産関係が消滅するとともに従来の秩序が乱れ、また新しい秩序が成立する余裕もなかったからだとする¹³⁾。明治後期の枕崎では漁船数が急増し船員争奪が激化していた。そのため「手付」を出して、腕のいい漁師を集めていた。史料3で出てきた給料が「手付」という前貸金であった。そういう事情があったため、漁師による漁獲物の「盗魚」の慣行が多発することになったといわれている。この事例は、よそ者がおこなうカンダラで、「ヌスミウオ」といえよう。

②定置網やブリ飼い付け漁

次に定置網などをみていこう。川崎によると、南薩や鹿児島湾口のブリ飼い付けでの稼子たちの昼食入れのおひつは、ことさら大きかったが、これは魚の輪切りを入れるのが目的であった。笠沙片浦の漁師のイソバコは底が隠れ引き出しになっており、目的はやはりカンダラであった。これを、船主や網元は黙認していたという¹⁴⁾。

鹿児島県内之浦の定置網については、柳本によると「網元の親方は約10人いた。明治初期の漁権解放で株を集めた有力者だった。零細漁民約百五十人がこの網元に雇われ、湾内のブリやカツオの定置網漁に出ていた。当時は操業すれば必ず“大漁”だったが、漁民は貧しかった。網元は水揚げ量をごまかし、半分はそと船で油津や枕崎に運んで暴利をむさぼり漁民には低い日当を与えるだけ。このため漁民は藩政時代から“カンダラ”で対抗した。漁場で夜間、監視人の目を盗んで船底に山と積まれたブリやカツオを十数尾盗み出しナワでジュズつなぎにして海に落としていく。仲間が静かに櫓をこぎながら近づき、拾って近くの岩かげにかくし、まとめて志布志や山川へ売りにいく。いわば集団窃盗だ。当時、漁民はほとんどこのカンダラの経験者だった。また操業の間、漁場近くの納屋で生活する漁民たちには一日五合（約0.9斗）の“食い出し米”が支給されたが、ほとんどたくわえて家にもち帰り自分たちは麦やイモを食べていた。」という¹⁵⁾。定置網漁業では日没後の網おろしには見張りをたててきびしく取り締まるところもあった。

このように、ブリやカツオなどの大きな魚をカンダラする時には、船内に隠しきれないため、海中に入れていたことがわかる。

③天草牛深の巾着船、まき網漁業

それでは、アジやサバを獲る巾着網漁業、まき網漁業でのカンダラについて、熊本県牛深の巾着網の事例からみていこう。九州西岸で巾着網の基地だったのは、牛深であった。牛深は、明治後期まで鰹一本釣り基地だったが、大正期の動力化で衰退し、シイラ船や巾着網などに転換した。とりわけ、昭和期に巾着船が発達し、数10統がいて、1統1~2艘で日帰り操業を行っていた。八田網は2艘で魚の群を追って、追込んで、巻いてとる漁法である。牛深の主要魚種は、マイワシ、アジで、肥料用には主にオオバイワシを脂ののった冬に獲りその脂を絞って肥料にした。巾着網は通年操業であった。梅雨期には、テアガリと呼ばれて、1ヶ月休み、このときに網の手入れ、船の手入れ、エンジン調整、船検査をおこなった。7月半ばから8月初めまでが休漁であった。

牛深の巾着船は屋久島辺りまで出漁していた。屋久島の近海には「さかいそね」と呼ばれる一本釣り漁場の禁漁区があり、ここにはサバ、アジ（クビオレサバ）が豊富に生息していて、屋久島の人たち以外の出漁が禁じられていた。そのため夜間になると密漁にでるものだった。しかし、3分の2の確率でつかまっていた。出漁許可には、近海と沖合の2種類があった。沖合の場合、長崎の船は台湾まで出かけていた。鯖の大きさは、7~6月が10cm、10月になると30cmであった。漁獲は、月夜でなければ1~3万箱になった。カンダラについて知る方々の話をみていこう。

事例1

Mr. (昭和8年12月牛深(熊本県)生) 若い頃は巾着船(まき網)に乗っていた。昭和37年に枕崎(鹿児島県)のカツオ船に移った。カンダラは、牛深の巾着船、まき網船が、屋久島近海で獲った魚を枕崎へ水揚げする際に行われた。枕崎のカツオ一本釣りの船でもカツオ以外の魚(例えばシイラなど)がカンダラの対象。網に入った魚を母船に入れる時に、網子(乗組員)が親方に内緒で、正規の仲買人に売る分とは別にして、自家用、別な仲買人に売る分を分けておく。また、別の船では、母船に魚を積み箱詰めをして、10箱20箱~100箱詰めた後に、魚が船底に残る。(大漁の際などには)その余った魚を箱詰めして、乗組員がカンダラ用として、仲買

人組合に属さないやみ商人、遊び人、貧しい人に売る。闇の取引ではあったが、船主も半ば公認していた。カンダラを買いに来る仲買人には、遊び人ややくざの人もいた。1グループに3~4人で、数グループいた。カンダラを買って、正規の仲買人に2~3倍にして売るものだった。カンダラ用の秤は、正規の仲買人の秤とは異なっていた。カンダラは、昭和40年代後半まで行われていた。冷凍技術や製氷施設の展開にともなって、船主は漁獲した魚を1匹残らず水揚げするようになったため、カンダラはなくなった。

事例2

K氏（大正15年生） 牛深の巾着船では、網に入った魚を母船に積み、網子は箱で50~60箱つめ終わったところで、自分たちの分を別につめて、それをカンダラとして、仲買人、加工場に売った。サバ、イワシ、アジなど。加工場では煮干に製造した。昭和30年代前半までは加工場に主として売られた。昔は氷が十分でなかったから、すぐに製造にまわすために、加工場用に売られた。昭和30年代半ばから後半になると、漁協指定の仲買人のみに売る形へ変化し、カンダラが消滅した。大正期にカンダラ裁判が起こるほど盛んに行われ、倒産する業者があった。釣り人や網子は旅のもの。カンダラ率（盗む容認率）のいい船を狙って移動する。長崎県五島でもカンダラを船主が黙認していた例が多くそのために倒産したという話もよく聞く。

牛深の武井武助氏（大正元年生）の記録によると、牛深の「カンダラ」はサバ、アジ、タレ（ヒライワシ）が主だった。船は鯉船と兼用が近世から近代前期まで行われ、浦の有力者が所有し水主役は雇われてつとめた。鯉漁のシイラ漁との分化や南方鯉漁場の開発により鯉船の大型化が進み、シイラ漁は衰退した。鯉船では鯉と同時に釣れる、マンビキ（シイラ）、フカ、オボソ（ソーダカツオ）などをザツと呼び、ザツはノリコの方で勝手に処分し、これをカンダラとっていたという。鯉がゼニ（商品）になる魚だったのに対し、シイラは日常の生業として釣られていた魚であったという。武井によると、雑魚のカンダラは「モライウオ」の行為で得られ、漁民の生活を結構潤すものだったという。なお、牛深や甕島では、シイラをカネにならないが、縁起のよい魚として捉えていたという

牛深のカンダラで注目されるのは、事例2のK氏の話にもあり、山下義満の明らかにした大正期のカンダラ裁判である¹⁶⁾。牛深では、大正期に鰹漁業の衰退に伴って、まき網へ変化した。カツオの釣子であった他所から来た巾着船の乗組員（ノリコ）の多くは、まき網でとれるアジやサバをカンダラしていた。その量が多くなり、網の経営が成り立たなくなるほどになった。そのため、船主（オヤカタ）がカンダラを容認するセンドウを窃盗罪で告発し裁判となり、この事件は福岡の裁判所まで争われた。そして、ノリコ側の証人として、当時の漁業組合職員がカンダラの慣習目的ノリコの生活などを説明し、ノリコ側の勝訴になった。この裁判にまでなったカンダラの行き過ぎは、漁業種類は違うものの、枕崎のカツオ釣り漁業のカンダラ取締りと同様に「ヌスミウオ」であるといえよう。

④現在でもみられるカンダラ慣行

次に話は飛ぶが、現在でもみられるカンダラについてみておこう。はじめにで紹介したように、2006年度の長崎と福岡の新聞記事に水産高校のマグロ延縄漁業の実習船による裏金問題が取り上げられていた。2006年11月の西日本新聞には「県立水産高 フカヒレ売り裏金 実習中に捕獲 船長ら250万円山分け」のタイトルの記事が掲載された。これによると、福岡県内の県立水産高校の実習船（485トン）の船長（52）らが、マグロ漁の航海実習を行った際に捕れたサメのヒレなどを県教委に無断で販売し、売り上げは1999年から2004年までの6年間だけで約600万円に上り、飲食などに使った後、残りの約250万円は船長と船員ら約20人で分けていたという。県教委は校長と船長を文書訓告処分にした。この実習船は1学期と2学期に、生徒のマグロはえ縄漁実習のためハワイ沖へ出漁し、帰路、神奈川・三崎港でマグロを水揚げ、多いときで約5000万円を県に納めていた。船長らは同港でサメのヒレなども売却し、年間41万-224万円の収入を得て、航海中に飲むお茶やコーヒー代のほか、忘年会費などに充てていたという。サメの捕獲は実習の対象外だが、民間のマグロはえ縄漁船では、ヒレなどの副産物を船員の副収入として認める慣習があり、この実習船でも続いていた。しかし、公務員のカラ出張問題などを受け、船長が「問題がある」と判断し、2004年を最後にやめ、残った金は山分けしたという。校長は「県民の皆さんの誤解を招き信頼を損なうことを続け、深くおわびする。生徒に申し訳なく思う」と陳謝、県教委の総務課長は「慣習と

はいえ勤務中の行為であり、不適切な行為。ただ、サメの捕獲は想定も命令もしていないため、県の収入と認定して売却益の返還を求めることは難しい」と話したという¹⁷⁾。

また、2007年2月21日の長崎新聞にも「フカヒレ山分け実習船一フカヒレ売却し乗組員らで山分け」の記事が出ている¹⁸⁾。この記事によると実習船の船員らが、マグロはえ縄漁の実習中に針に掛かったサメのヒレ（フカヒレ）を業者へ売却し、代金を県の歳入には入れず、大半を船員らで分配、代金約47万3千円のうち約2万2千円を実習生のジューズ代に充て、残りは船員・指導教員二十四人で均等に分け、毎年同様の処理がなされていたという。

この行為が、モライウオなのかヌスミウオなのか評価の分かれるところである。新聞記事のように公金横領だと言って非難するのも当然であるが、下線部をひいたように民間のマグロはえ縄漁船では、ヒレなどの副産物を船員の副収入として認める慣習があった。枕崎の鰹漁業船では、鰹と同時に釣れるシイラ、サメなどを雑（ざつ）と呼んで、乗組員の方で勝手に処分する慣行が明治期からあった。しかし年間には相当な額になり、経営者の船で燃油等も経営者負担であることから、昭和40年ごろ労資双方の話し合いで折半するように改められたという¹⁹⁾。このように、古くからの慣例だった余った魚を乗組員のなかで分配するこの慣習は、当時としてはモライウオだったといえよう。しかし、現在では「ヌスミウオ」に他ならない、「悪い」行為とみなす意見が多いと思われる。一方で、悪いと一括りにすべきではないという意見も出てこよう。この事例は、現代社会のなかに残る民俗をどう評価するのかという問題にもつながるのではないだろうか。

(3) 水揚げの際に行われる一般の村人によるカンダラ

次に取り上げるのは、水揚げの際にムラの人たちに分配されるカンダラである。鹿児島県枕崎の女性たちのカンダラの思い出を紹介しよう。

事例4

（枕崎市S氏 女性 大正15年生まれ） 昭和20年前後は、カツオ一本釣り船が戻ってくると、港にシイラの干物、シイラの塩漬けを取りにいくなのだった。カツオ船がただでくれるものだった。もらいうお。子供のおやつとしてよく食べた記憶がある。シイラは、船上で背開き、または三枚おろしにして、船縁などに干した。も

らったシイラは家の屋上にほし、ヒイオと呼んだ。シイラの塩漬けに酢をかけて食べていた。

事例5

消費者談（枕崎市N氏談 大正3年生まれ） 「カンダラしただろ！ごまかしたやろ！こっそり食べたじゃろ。盗んだろ。」というようにカンダラを使っていて、あまりよくない言葉だった。（話者たちからは笑いがこぼれる。）

釣り子や網子が、操業中の漁獲物を水揚げ用とは別にくすねていた。船主も見てみぬふりで、大漁のときにやって不漁のときはやらなかった。カツオ船だとシイラ等の雑魚をもらえた。自家用、販売用のほかに、安いのでヤミ商人、村の遊び人や貧しい人々にも回された。シイラはただなので子供たち、高齢者ももらいに来た。戦後すぐの頃まで蛋白源として貴重だった。

現在では、カンダラの行為はほぼなくなっているが、その言葉は高齢者の間で記憶されている。カンダラの言葉は、漁業関係者、漁船の中のみでなく、一般のごまかし、くすねる、万引きなどの意味で、町や村などのオカの世界で残っている。

天草富岡では、漁獲物分配にカンダラとシャーワケがある。浦本一市（大正6年2月9日生まれ）の巾着網の事例を紹介しておきたい²⁰⁾。

資料1

きんちゃく網（相当の手当めあ一て）。漁師の子供達も網が出ると二合みゃ三合みゃ（一人前の男の動きを一升に見立てて）に相当する分け前（割り当て）をもらって家計を助けた。船に乗って漁に出なくても網干し場の掃除や、網を乾かす為（網あせり）の作業、網船の飲み水の用意等の仕事があった。

資料2

A「じきしゃ分け（すぐおかず分け）するけんて、手ご（竹の皮であんだ籠）ば並べてかんぜてみる（かぞえてみる）」

B「十五ばな（です）」

A「あつて（それは）しらごつ（うそ）言うな、おるが舟ん上で数えたら十四ぢやったとん」

B「んーねばな（いいえ違います）」

A「じようしき（よこ車を通す・反発する）すんな、誰るかニツ出とつとばえ、あん（あの）太かばら（魚籠）は誰るがつか、じよう（ふだん）に見かけんばらじやとん、じげん者（土地の者）でなかつど」

B「吉造どんのつたな、入れもんの太かけん舟ん上におくとあたんなるけん、岡に上げていっちえとつたつた。（おいていたのです）しゃばたのまれて近所んとば買（きゃ）集めて持って帰らつと、船んしゃはどがんすつとな」

A「そらよか、あかま（船を洗った時そこに残っていた魚）から出すけん」

B「あい（はい）あすこん縄ん下にかんだら（そつとかくしている魚）んあつとばな」

A「おもてん（舟の先端の方）方の若か者ん共が細工（しぐさ）ぢやろ、しっぢやろかましか（面倒くさい）こん中にいっくりかえせ（ひっくりかえせ）、しゃつちでん（どうしても）よか女子ん所に遊びに行く金んほしかつぢやろだいハッハッハッハ」
(57ページ)

この会話のやり取りからは、カンダラのニュアンスがみてとれる。「あん（あの）太かばら（魚籠）は誰るがつか、じよう（ふだん）に見かけんばらじやとん、じげん者（土地の者）でなかつど」にあるように、その変化を見てとると、敏感に反応している。

また、下線部のように、若者のカンダラを温かいまざしでみていることがうかがわれる。若者へのカンダラ容認は労働喚起の意味があったことを先に述べたが、これは、各地の祭りでもみられる。熊本県宇土市網田町戸口浦の菅原神社で毎年5月にひらかれるいか祭りでは、祭りの期間のみ、個々の漁師の持つイカゴ漁場の全てを村の集落の若者に開放していた。これは、祭り＝ハレの期間に、海の幸を（カミから）若者に与えることで、彼らの労働意欲を高める狙いがあったという²¹⁾。

以上の各事例をみると、カンダラは漁撈という不安定な生業において、報酬を確定することができなかったところに発生した習俗であった。そのため、カミからの恵みの名の下に、漁獲物を水揚げ用とは別にくすねる行為が認められていた。筆者の調査では、現在、「カンダラ」を知らない漁民も多いが、この言葉を知る年配の漁師や女性の多くは、

あまり公には言えない言葉だといいいながら、昔を懐かしんで笑いをこみあげている。この笑いは、くすねる、ごまかす行為ではあるけれども、「盗み」ではない、悪いことではなかった、「モライウオ」というニュアンスのようである。

4、カンダラの変遷

カンダラとは、本来は、倉田が指摘した壱岐の方言にあるように、カン（神）とダラ（与える）の組み合わせだった意味、カミからの授かり物であった。つまり、見知った者どうしでおこなわれる村の共同の漁業のなかでの分配慣行であった。また、この漁業形態は、一部例外もあるものの、本稿の冒頭に述べた「里海」的な漁業であった。

それらとは少し異なるニュアンスを持つ、個々の欲求から盗む、くすねる行為に出るカンダラが、南薩摩の枕崎、坊津、笠沙片浦のカツオ釣り、山下義満が解明した牛深のカンダラ裁判にある沖合の巻き網漁業などでみられ始める。これらは、明治末期から大正期以降に各地でみられるようになり、漁船の動力化、沖合化と関係していたと想定される。また、カンダラをおこなう漁師の多くは、カツオ一本釣や巾着船漁に、船の釣子や網子として、村以外からやって来て雇われた「流れ漁師」「旅漁師」であった点も注目される。つまり、見知った者どうしでおこなう漁業ではなかったのである。

これまで述べた点を図1のようにまとめた。カンダラは、元々の語源が、カミの恵みにあるように、「おすそわけ」的な意味が強く、これこそ瀬戸山や秋道の言うような里海世界の産物であった。これをここでは「モライウオ」の言葉でとらえておきたい。「モライウオ」は大正期以降も続き、若者にインセティブメカニズムの面からカンダラをさせる祭りや漁業もみられた。これらは、ムラのなかでの絆や、長年培われてきた漁船のコミュニティのなかでおこなわれていた。

しかし、明治末期以降の沖合漁業では、よそから来た漁師が釣子や網子として雇われ、彼らは「メテ」などの前貸金やカンダラ率のいい漁船を選んで漁業をおこなうような事態が発生した。つまり、各人が獲れた魚を好きなだけ持っていきようなカンダラが出てきた。本稿では、これを「ヌスミウオ」としてとらえておきたい。もちろん、ムラ人どうし、顔見知りでおこなう漁業では、本来の姿のカンダラが昭和以降、戦後も残っていた。しかし、漁業の近代化と「里海」的な漁業の崩壊はカンダラ慣行にも変化を与えた面のあることは否定できない。

現在の我々の感覚からすると、新聞記事にもあったように、余剰漁獲物の分配でも、盗む、「公費横領」というようなニュアンスでとらえられがちである。カンダラ慣行を受け入れてきた時代と現代社会では、ずいぶんと感覚に違いのあることがうかがわれる。

本稿では、「里海」のみならずカンダラを含めて、議論の熟さない部分が多々ある。しかし、研究動向と資料紹介という意味から本稿を執筆した。今後も、カンダラの変化と明治大正以降の近代化との関わり、分配慣行にみる里山里海の議論を検討する必要がある。なお、倉田一郎は、昭和初期に調査した全国のモライウオ、ヌスミウオに関する語彙（ドーシンボ、ガントウ、フナクス、モスケ、マッカ、ザンプリコ、カクシウヲ、ヌシトウヲ、カクシボラ、クスネル、トウスケ、テドリ、メヲヒク、イシヲヒク、カンドヲウツ、ノンボウ、カンダラブシ、ネコサイ網、フナツボ、ホマチ魚、シングエ、トンビ）を提示している。これらの語彙が、現在、各地でどのように使われ続けているのか否か、検討することも、当時を知るインフォーマントの高齢化が進むなかで急務かと思われる。

江戸期から明治期のカンダラ：カミからの授かり物→「モライウオ」

↓ （村網、村の共同漁業の崩壊：「里海」漁業の崩壊）

↓ （沖合漁業、資本漁業の展開）

明治末期から大正期のカンダラ

① くすねる、ごまかす。おすそわけ。：「モライウオ」：ムラの意識

② カンダラ行為の見逃し→労働喚起：従来のカンダラの延長。祭り。ムラの意識

③ よそ者のカンダラ 常軌を逸したカンダラ →カンダラ裁判。

⇒「ヌスミウオ」：ムラ構成員でなくてよそ者による行為（流れ漁師）

図1 カンダラの変化の見取り図

注

- 1) 柳哲雄『里海論』恒星社厚生閣、2006年、104頁。この著書で柳は、人工湧昇流や藻場創出技術、海洋牧場など世界に誇る様々な技術に加え、古くから行われてきた漁獲量管理や藻狩の効果を考察している。
- 2) 瀬戸山玄『里海に暮らす』岩波書店、2003年。里山の議論は、2006年秋に創刊されたまな出版企画の季刊『里海』に詳しい。
- 3) 秋道智彌・野本寛一・赤坂憲雄・田口洋美「座談会里山・里海の民俗システム」『季刊東北学』5号、2005年、6-27頁。
- 4) 『季刊東北学』5号、2005年には、里山里海に関する研究論文が掲載されている。その執筆者のうち、小島孝夫と李善愛が里海について簡単に記しているで紹介しておきたい。小島は「人びとが自然環境を利用することで持続的環境を構築した空間として里山・里海を定義する」としている。小島孝夫「離島生活の論理」119頁。李は、限定的だと断りながらも、韓国における里海はマングローブ林帯や干潟などのように、潮の干満の差によって陸地になったりする陸地と海との境界領域で、そこは貝類海藻類の棲息場所、魚類の産卵場所として、人間がその水産資源を利用するために様々なしきたりや慣行がそこでおこなわれているとする。李善愛「韓国の里海利用の慣行」190頁。また、湖を事例とした「里湖」については、佐野静代が湖と陸地との境界領域としてのエコトーンと絡めて議論している。佐野静代「エコトーンとしての潟湖における伝統的生業活動と「コモンズ」」『国立歴史民俗博物館研究報告』123号、2005年など。「里川」については次の文献がある。鳥越皓之編『里川の可能性—利水・治水・守水を共有する—』新曜社、2006年、277頁。
- 5) 北山易美『黒潮からの伝承』南日本新聞社、1978年、23頁。
- 6) 川崎晃稔「かんだら」（南日本新聞社鹿児島大百科事典編纂室編『鹿児島大百科事典』南日本新聞社 昭和56年9月）276-277。
- 7) 倉田一郎『農山漁民文化と民俗語』三一書房「国語と民俗」1937年。
- 8) 中野泰『近代日本の青年宿—年齢と競争原理の民俗—』吉川弘文館、2005年。中野は長門玉之浦の事例分析から、カンドラにモライウオに盗み魚以外の側面として、若者へのインセンティブメカニズムの意味を解明した。カンドラは、船長を含めた船内が額を決めて、オモチノリ（遠洋漁船の乗組員である青年）に対して給付する慣行で、船長とオモチノリを除けば、残りの船員の歩合はみな同額で、カンドラは、船内の所得を犠牲に成り立っていたという。オモチノリは、水揚げ長期寄港の際の船の留守番のほか、延縄（はえなわ）の竹や旗、その他の道具をこしらえる義務あり、労力の代わりにカンドラをもらえた。水揚げが300万から350万円でカンドラは30万円くらい。全水揚げの1割から1割五歩くらいが相場で、カンドラの用途はイッパイアソビであったという。
- 9) 原多計志「鹿児島県におけるかつお漁業とまぐろ漁業」（『鹿児島県水産史』1968年）860-865頁。

- 10) 山下義満「カンダラー牛深漁民の慣習」『あまくさの民俗と伝承』8号、1990年。山下義満「牛深市牛深町における魚の分配」『史叢』4・5号合併、2000年。
- 11) 小川島や生月島などの北松浦の捕鯨の民俗と歴史については中園に詳しい。中園成生『くじら取りの系譜—概説日本捕鯨史—』長崎新聞新書、2001年。
- 12) 前掲9) 原。
- 13) 前掲9) 原。
- 14) 前掲6) 川崎。
- 15) 柳本見一「労働運動の芽ばえ」(『激動二十年—鹿児島県の戦後史—』1965年、毎日新聞西部本社、103頁。)
- 16) 前掲10) 山下、2000年。
- 17) 2006年11月25日付西日本新聞夕刊。
- 18) 2007年2月21日付長崎新聞。
- 19) 前掲9) 原。
- 20) 浦本一市『富岡の方言』私家版、1985年、57頁。
- 21) 筆者の調査による。

付記

本論を組み立てるにあたって、寺田康久先生(京都大学大学院)をはじめ多くの方々より助言をいただきました。記して感謝申し上げます。